

厚生労働省発食安0217第2号
平成27年2月17日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 塩 崎 恭 久



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項については、同項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の5に、新たな試験法として「クロルスロン試験法」を追加すること。



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（クロルスロン試験法）

1. 経緯

動物用医薬品クロルスロンに係る食品の規格基準については、「現時点で得られている知見からは、クロルスロンの遺伝毒性及び発がん性について結論を導くことは困難であるため、クロルスロンにADIを設定することは適当でない。」とする食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で、家畜や魚介類等に設定されている暫定基準を削除し、食品に含有されるものであってはならないものとする改正案が了承されたところである。これを踏まえ、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）について、当該成分に係る基準を改正するとともに、当該基準への適否を厳密に判断するための試験法を併せて定める必要があるため、今般、試験法の開発を行ったところである。

当該成分の試験法については「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号）により通知試験法として示されているが、この試験法は限定された食品を対象として開発されたものであり、畜水産物の全般に渡ってその試験法の性能が評価されたものではないため、基準改正案の了承に伴い、新規に試験法を開発したものである。

なお、今般の照会は、食品、添加物等の規格基準におけるクロルスロンの基準を改正することに対するものではなく、あくまで管理手法の適正化のために試験法を定めることに対するものである。

2. 今後の方針

クロルスロン試験法については食品安全委員会の回答を受けた上で、告示の改正に係る所要の手続きを進めることとする。